

## 第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成

### 2 ケアマネジャーの確保・育成

小柱	施策の方向性	具体的な取組
(1) ケアマネジャーの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の増加に応じたケアマネジャーの確保</li> <li>・事業所管理者や地域包括支援センターの職員となる主任ケアマネジャーの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員実務研修受講試験の実施、介護支援専門員研修の実施</li> <li>・主任介護支援専門員養成研修の実施</li> </ul>
(2) ケアマネジャーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、保健、福祉、インフォーマルサービス等を総合的にマネジメントするためのケアマネジャーの資質の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務評価の仕組みづくり</li> <li>・<b>AIの導入・活用の推進による業務効率化・質の向上</b></li> </ul>

### 3 多様な担い手の確保・育成

小柱	施策の方向性	具体的な取組
(1) 介護現場での多様な人材の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務仕分けの推進と元気高齢者等の活躍促進、介護サポーターの育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>企業の退職前セミナー等への出前講座の実施</b></li> <li>・介護サポーターの育成及び事業所とのマッチングの実施</li> </ul>
(2) リハビリテーション専門職、歯科衛生士、栄養士の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスや市町の地域支援事業等を担う医療専門職の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職能団体と連携した研修会の実施</li> </ul>
(3) 地域支援事業における多様な担い手の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事業における多様なサービスの担い手としての地域住民、ボランティア団体、NPO、シルバー人材センター等の確保・育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民を対象とした講座・体験会の実施支援</li> <li>・<b>シルバー人材センターと連携した就労的活動支援コーディネーター養成研修の実施</b></li> <li>・好事例の発信</li> </ul>

## 第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成

### ◎数値目標

#### ○成果指標

指標	直近実績(2019年度)	目標値(2023年度)
介護職員数	54,310人(2019年)	59,444人(暫定値)

#### ○活動指標

中柱	指標	直近実績(2019年度)	目標値(2023年度)
1	キャリアパス導入事業所の割合	93.8%	100%
	福祉人材センターの支援による就労者数	841人	毎年度1,000人
	E P A、技能実習等による外国人介護職員の県内受入者数	231人	500人
	介護分野におけるI C T 機器等の導入事業所数	164事業所	1,300事業所
2	介護支援専門員数	5,516人(2019年)	6,071人(暫定値)
3	介護サポーター育成事業の研修修了者数	75人	毎年度100人
	生活支援コーディネータースキルアップ研修の受講者数(再掲)	—	毎年度200人

## 第8次静岡県保健医療計画の中間見直し

(在宅医療、認知症対策、地域リハビリテーション)

第8次静岡県保健医療計画において今年度中間見直しを行っている在宅医療・認知症対策・地域リハビリテーションに関する最終案について御意見いただくものである。



第8次静岡県保健医療計画の中間見直し

1 医療計画の中間見直し

都道府県は医療法の規定に基づき、医療計画の計画期間の中間である3年ごとに、調査、分析及び評価等を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更する。

2 厚生労働省の見解

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、令和2年5月12日付け地域医療計画課長通知により、「見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えないものとする。」とされた。

3 見直し状況

令和2年度第3回、令和3年度の医療審議会での審議を経て、中間見直しとして医療計画を一部改定することとしたが、在宅医療、認知症、地域リハビリテーションについては、令和2年度に全面改定する長寿社会保健福祉計画との整合を取り、今年度中での見直しを行っている。

区分		令和2年度			令和3年度	
		8月頃	12月	3月	8月下旬	12月下旬
医療計画	当初予定	審議会① (8/25) 【骨子案】	審議会② (12/23) 【素案】	審議会③ (3/23) 【最終案】		
	変更後			【骨子案】	審議会① 【素案】	審議会② 【最終案】
	在宅医療等	【骨子案】	【素案】	【最終案】		
長寿計画	現行 (変更なし)	NW会議① (9/1) 【骨子案】	NW会議② (12/22) 【素案】	NW会議③ (3/16) 【最終案】		

※令和2年12月28日(月)～令和3年1月20日(水)の期間で、県民意見の募集(パブリックコメント)を実施

## 第8次静岡県保健医療計画目次

<全県版>

部分が今回協議部分

### 第1章 基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 基本理念
- 第3節 計画の位置付け
- 第4節 計画の期間
- 第5節 2025年に向けた取組
- 第6節 地域包括ケアシステムの構築

### 第2章 保健医療の現状と課題

- 第1節 人口
- 第2節 受療動向
- 第3節 医療資源

### 第3章 保健医療圏

- 第1節 保健医療圏の設定の基本的考え方
- 第2節 保健医療圏の設定
  - 1 2次保健医療圏
  - 2 3次保健医療圏
- 第3節 基準病床数

### 第4章 地域医療構想

- 第1節 構想区域
- 第2節 2025年の必要病床数、在宅医療等の必要量
- 第3節 実現に向けた方向性
- 第4節 地域医療構想の推進体制

### 第5章 医療機関の機能分担と相互連携

- 第1節 医療機関の機能分化と連携
- 第2節 プライマリーケア
- 第3節 地域医療支援病院の整備
- 第4節 公的病院等の役割
  - 1 公的病院等の役割
  - 2 公立病院改革への対応
  - 3 県立病院
    - (1) 県立静岡がんセンター
    - (2) 地方独立行政法人静岡県立病院機構
- 第5節 医療機能に関する情報提供の推進
- 第6節 病床機能報告制度

### 第6章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築

- 第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制
- 第2節 疾病
  - 1 がん
  - 2 脳卒中
  - 3 急性心筋梗塞
  - 4 糖尿病
  - 5 肝炎
  - 6 精神疾患
- 第3節 事業
  - 1 救急医療
  - 2 災害時における事業
  - 3 へき地の医療
  - 4 周産期医療
  - 5 小児医療(小児救急医療を含む。)
- 第4節 在宅医療
  - 1 在宅医療の提供体制
  - 2 在宅医療のための基盤整備
    - (1) 訪問診療の促進
    - (2) 訪問看護の充実
    - (3) 歯科訪問診療の促進
    - (4) かかりつけ薬局の促進
    - (5) 介護サービスの充実

## 第8次静岡県保健医療計画目次

第7章 各種疾病対策等
第1節 感染症対策
第2節 結核対策
第3節 エイズ対策
第4節 難病対策
第5節 認知症対策
第6節 アレルギー疾患対策
第7節 臓器移植対策
第8節 血液確保対策
第9節 治験の推進
第10節 歯科保健医療対策
第 節 地域リハビリテーション(新規)
第8章 医療従事者の確保
第1節 医師
第2節 歯科医師
第3節 薬剤師
第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)
第5節 その他の保健医療従事者
第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター
第7節 介護サービス従事者
第9章 医療安全対策の推進
第10章 健康危機管理対策の推進
第1節 健康危機管理体制の整備
第2節 医薬品等安全対策の推進
1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進
2 麻薬・覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策
第3節 食品の安全衛生の推進
第4節 生活衛生対策の推進
第11章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進
第1節 健康寿命の延伸
1 県民の生涯を通じた健康づくり
(1)健康経営の推進による健康づくり
(2)特定健康診査・特定保健指導等の促進
(3)食育による健康づくりの推進
(4)たばこ対策の推進
2 科学的知見に基づく健康施策の推進
第2節 高齢化に伴い増加する疾患等対策
第3節 高齢者保健福祉対策
第4節 母子保健福祉対策
第5節 障害者保健福祉対策
第6節 保健施設の機能充実
1 保健所(健康福祉センター)
2 発達障害者支援センター
3 精神保健福祉センター
4 静岡県総合健康センター
5 環境衛生科学研究所
6 市町保健センター
第7節 地域医療に対する住民の理解促進
第12章 計画の推進方策と進行管理
第1節 計画の推進体制
第2節 数値目標等の進行管理
第3節 主な数値目標等





第8次静岡県保健医療計画（在宅医療）見直し案【概要】

○見直しのポイント

- ・現行計画策定後の状況変化等により新たに発生した課題に対応するため、本県での新たな取組等の追加
- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた指標等の追加

1 在宅医療の提供体制

(1) 現状と課題

- ・医療ニーズのある高齢者や、小児の患者の増加
- ・退院時に必要な患者情報の共有や多職種連携が不足
- ・急性期病院の平均入院日数の減少を踏まえた入退院支援の推進が必要
- ・24時間365日体制の訪問診療の負担が大きい
- ・小規模な訪問看護ステーションが多く、ターミナルケアや緊急時の訪問依頼等に十分対応できていない
- ・訪問歯科や口腔機能管理の重要性、薬剤師の訪問業務が県民や専門職に認識されていない
- ・人生の最終段階における県民の希望と実態が乖離

(2) 今後の対策

ア 主な数値目標

	項目	現状値	目標値	目標値の考え方
継続	訪問診療を受けた患者数	15,748人 (2018年)	19,336人 (2023年)	各2次保健医療圏における提供見込量
	自宅で最期を迎えることができた人の割合	14.4% (2019年)	14.8% (2023年)	在宅医療の提供見込量から算出
	訪問診療を実施している診療所・病院数	1,003施設 (2018年度)	1,231施設 (2023年度)	訪問診療を受けた患者数の増加に対して必要な数
	24時間体制をとっている訪問看護ステーション数	177施設 (2018年度)	230施設 (2023年度)	24時間体制加算の届出割合が全訪問看護ステーションの90%
	歯科訪問診療を実施している歯科診療所数	258施設 (2019年度)	272施設 (2023年度)	在宅医療等必要量の見込から歯科必要量を算出
	在宅訪問業務を実施している薬局数	824薬局 (2018年度)	1,552薬局 (2023年度)	2025年までに全ての薬局で在宅訪問業務を実施
新規	住まいで最期を迎えることができた人の割合	25.9% (2019年)	29.0% (2023年)	在宅医療の提供見込量、介護サービス量の推計等から算出
	訪問口腔衛生指導を実施している診療所数	204施設 (2019年度)	224施設 (2023年度)	在宅医療等必要量の見込から歯科必要量を算出
	小児の訪問診療を受けた患者数	417人 (2018年)	486人 (2023年)	在宅医療等必要量の見込から算出